

裏面白紙

「小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は

施設を定める件」勅令中一部改正に関する件

銀行法等特例法施行令第四條の規定により、無盡會社も小切手を振出すことができることになつたから、小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件の中に無盡會社を加へる必要があるからである。

裏面白紙

小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五十九條の規定に基き小切
手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件（昭和八
年勅令第三百二十九号）の一部を改正する必要があるから別紙遺令案
及理由をそえてここに閣議を求めらる

昭和二十四年 月 日

大藏大臣

内閣總理大臣

殿

裏面白紙

小切手法の適用について銀行と何視すべき人又は施設を定める件
の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年 月 日

内閣総理大臣

金銭 56社
建物 3社

政令第

小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件の一部を改正する政令

内閣は、小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五十九條の規定に基き、この政令を制定する。

小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件（昭和八年勅令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

「逓信官署」を「逓信官署」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣

法務大臣

内閣総理大臣

裏面白紙

裏面白紙

↑理由書

銀行法附例法施行令第四條の規定により無聲會社も小切手を振出すこと
 ができることになったから。小切手法の運用について銀行と同視す
 べき人又は施設を定める件の中に無聲會社を加へる必要があるからで
 ある。

(参考)

一、小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件（昭和八年十二月二十八日勅令第三百二十九号）
小切手法ノ適用ニ付テハ左ニ掲グルモノヲ銀行ト同視ス

逓信省官署

各官署

逓信省官署

市街地信用組合

農業協同組合法第十二條第一号及第二号ノ事業ヲ行フ農

業協同組合

農業協同組合法第十二條第一号及第二号ノ事業ヲ行フ農

業協同組合連合會

信用組合連合會

農林中央金庫

商工組合中央金庫
庶民金庫

附則

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

この政令は公布の日から施行し、昭和二十三年十月一日から適用する。

附則

この政令は公布の日から施行する。

(沿革)

三、小切手法（昭和八年法律第五十七号）

第五十九條 本法ニ於テ「銀行」ナル文字ハ法令ニ依リテ銀行ト同

視セラレルル人又ハ施設ヲ含ム。

原本不明瞭

銀行法等時例法 (昭和二十六年法律第三十号)

第一條 勅令ヲ以テ定ムル金融機關ガ其ノ營業ノ全部若ハ一部ノ讓渡又ハ前令ヲ以テ定ムル金融機關ノ營業若ハ一部ノ讓受ノ決裁ヲ爲シタルトキハ其ノ決議日ヨリ二週間内ニ決議ノ要旨及營業ノ讓渡又ハ讓受ニ關シテ債權者ハ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ預金者其ノ地前令ヲ以テ定ムル債權者以外ノ知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

債權者ガ第一項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ營業ノ讓渡又ハ讓受ヲ承認スルコトヲ得

債權者ガ第一項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタルトキハ營業ノ讓渡又ハ讓受ヲ爲サントスル兩項ノ金融機關ハ總括ヲ爲シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ債權者ニ補償ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託業務ヲ當ル銀行若ハ信託會社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス

十次

第一項ノ公告アリタルトキハ營業ノ讓渡ヲ爲シタル金融機關ノ預金者及同項ノ勅令ヲ以テ定ムル金融機關若ハ若シ民法第四百六十七條ノ規定ニ依リ確定日附アリテ通知アリタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ其ノ公告ノ日附ヲ以テ確定日附トス

第二條 勅令ヲ以テ定ムル金融機關ハ預金契約其他ノ多數人ヲ相手方トスル定期的契約ニ付約款ノ要旨ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ当該契約ニ關シテ相手方ハ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ相手方ガ讓渡ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ契約ノ變更ヲ承認シタルモノト看做ス

第三條 勅令ヲ以テ定ムル金融機關ハ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ地ノ債權ノ償還ニ當リテ勅令ヲ定ムル所ニ依リ恩契約ニ拘ラズ抽籤ノ方法ニ依リテ之ヲ得

前項ノ規定ハ勅令ヲ以テ定ムル金融機關ガ担保附託債權債務ニ

裏面白紙

十三條又ハ第二十八條ハ第三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ムノ規定ニ依リ社債ノ償還ヲ爲ス權限ヲ有スル場合ニ於ケル社
債ノ償還ニ之ヲ準用ス

第四條 勅令ヲ以テ定ムル金融機關ニ關シ必要アルトキハ業務ノ制
限、取締等ニ關スル法律ノ規定ニ付勅令ヲ以テ其ノ適用ヲ排除シ
又ハ特例ヲ設クルコトヲ得

第五條 政府ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ事業者ニ對シ資金調達ノ方法
ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第六條 政府ハ本法又ハ本法ニ基キテ爲ス命令若ハ処分ノ效果ノ確
保上支障アリト認ムルトキハ金融機關ノ取締役、監査役其ノ他ノ
役員ヲ罷任スルコトヲ得

銀行法等特別法施行令

第一條 銀行法等特別法第一條第一項ノ規定ニ依リ定ムル金融機關ハ銀行及營業ノ一部ノ譲渡又ハ譲受ノ決議ヲ爲シタル無盡会社トシ同項但書ノ規定ニ依リ定ムル債權者ハ債金者及掛金者トス

第二條 銀行法等特別法第二條ノ規定ニ依リ定ムル金融機關ハ銀行、信託会社、無盡会社、商工組合中央金庫、都道府縣農業会、市町村農業会及市街地信用組合トス

第三條 社債其ノ他ノ債券ノ発行ヲ爲シタル金融機關ハ銀行法等特別法第三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ社債其ノ他ノ債券ノ償還ニ付主務大臣ノ定ムル所ニ依リ償還ヲ爲スベキ金額ニ相当スル金額ノ社債其ノ他ノ債券ノ買入消却ヲ爲スコトヲ得銀行法等特別法第三條第二項ノ規定ニ依リ定ムル金融機關ハ銀行及信託会社トス

前二項ノ金融機關ハ銀行法等特別法第三條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ償還ナク之ヲ公告スベシ

第四條 日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行ハ担保ヲ做セズシテ貸付ヲ爲シ債務ノ保証若ハ手形ノ引受ヲ爲スコトヲ得日本勸業銀行及貯蓄銀行ハ爲營業務ヲ営ムコトヲ得庶民金庫ハ主務大臣ノ指定スル金融機關ニ対シ資金ノ融通ヲ爲スコトヲ得

無盡会社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ預金ノ受入レヲ爲シ又ハ受入レタル預金ヲ担保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

第五條 日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及日本興業銀行ハ勸業債券、北海道拓殖債券又ハ興業債券ノ償還ニ付抽籤ノ方法ニ依ラザルコトヲ得

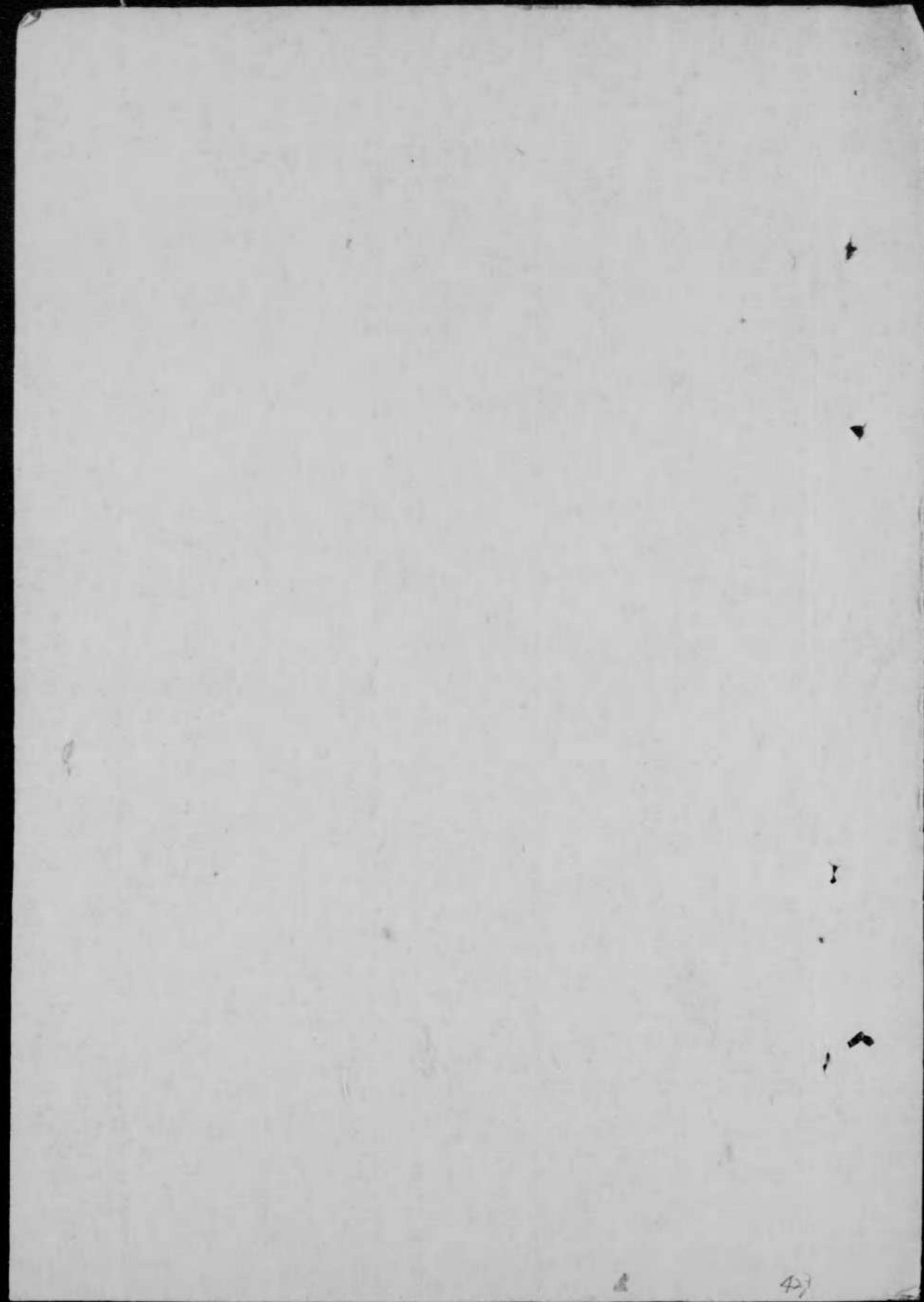
第六條 貯蓄銀行法第九條及第十條ハ銀行法第十七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム一昭和十八年法律第四十三号第二條(同法第九條

裏面白紙

ニ於テ準用スル場合ヲ含ム一竝ニ國民貯蓄組合法第十條ノ規定ハ之ヲ適用セス

第七條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣トス但シ農林中央金庫、都道府縣農業會及市町村農業會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣、商工組合中央金庫及國民更生金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、恩給金庫ニ付テハ内閣總理大臣及大藏大臣、南方開發金庫ニ付テハ外務大臣トス

第八條 銀行法等特例法ニ於テ政府トアルハ大藏大臣トス
大藏大臣銀行法等特例法第五條ノ規定ニ依リ事業者ニ對シ命令ヲ爲サントスルトキハ当該事業者ノ當ル事業ノ所管大臣ニ協議スベシ



310